

GET ビジネス学習館
2012 行政書士講座
第2回 商法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で転記、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

4 株式の種類

1. 種類株式

株式会社は、内容の異なる2以上の種類の株式を発行することもできる。

会社法が内容の異なる種類の株式として認めるのは以下9つに限定される。

- ① 剰余金の配当に関する**優先株・劣後株** ※1
- ② 残余財産分配に関する**優先株・劣後株** ※1
- ③ 議決権制限株式
- ④ 譲渡制限株式
- ⑤ 取得請求権付株式

取得請求権付株式とは、株主が、会社に対して自分の株式を取得するよう請求できる株式のことです。つまり株主に選択権があるプット・オプション(売る権利)が付いた株式といえます。この取得請求権付株式は、企業による買い取りが保証されることによって、株主は普通株式と比べて出資金の保護があるため、将来のリスクを少なくして出資できるというメリットがある。

- ⑥ 取得条項付株式

取得条項付株式とは、当該株主の同意なしに、一定の事由が生じたことを条件に強制的に会社が取得できる株式のことです。つまり会社を選択権があるコール・オプション(買う権利)が付いた株式といえます。この取得条項付株式は、株式の分散・譲渡対策などに利用でき、会社側にとってメリットがある。

- ⑦ 全部取得条項付株式 ※2

全部取得条項付種類株式とは、当該種類の株式について、会社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる株式のこと。

- ⑧ 拒否権付株式

拒否権付株式とは、株主総会において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、拒否権付株式を有する株主の種類株主総会の決議を必要とする内容の株式。いわゆる「黄金株」と呼ばれている株式。拒否権を有している事項であれば、株主総会でどれだけ多数の賛成を得たとしても、拒否権付株式の種類株主総会で反対すれば、当該決議事項は効力を生じない。

- ⑨ 取締役・監査役選任権付株式 ※3

役員選任権付種類株式とは、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任することを定めた株式のこと。取締役を選任する場合(取締役選任権付種類株式)と、監査役を選任する場合(監査役選任権付種類株式)がある。

※1 剰余金の配当を受ける権利の全部と、残余財産の分配を受ける権利の全部を

与えない旨を定款で定めることはできない。(定款に定めても無効となる)(105条①②)

※2 全部取得条項付株式は、種類株式として発行することができるのにすぎない。点に注意。

従って、株式の全部を全部取得条項付株式にすることはできない。

※3 非公開会社で委員会設置会社でない会社のみ発行できる。

けんちゃんの用語チェック

剰余金の配当・残余財産の分配について他の種類の株式よりも優先的な地位が与えられている株式を**優先株式**という。反対に劣後的な地位を与えられている株式を**劣後株式**という。標準となる株式を**普通株式**という。

株式投資において配当は魅力的な要素なので、それを普通よりも有利な取り扱いをしてくれるなんて、誰もが優先株式に殺到してしまいそうだが、世の中そんなに甘くはなく、“そのかわり”という条件がつく。“そのかわり”という条件とは、「株主総会での議決権はありませんよ」、というもの。会社にとっては、配当を多くだしたとしても議決権がないことにより経営によけいな口出しをされたり買収されたりされるリスクを減らしつつ資金調達ができるメリットがあるわけさ。

けんちゃんの用語チェック

議決権制限株式とは、株主総会の全部又は一部の事項について議決権を行使できない株式をいう。すなわち、株式には

- (i) 全ての決議事項について議決権を行使できる株式
- (ii) 全ての決議事項について議決権を行使できない株式
- (iii) 一定の事項についてのみ議決権を行使できる株式

があり、(ii)と(iii)を併せて**議決権制限株式**という。

けんちゃんの用語チェック

取得条項付株式は、一定の事由が生じた場合に強制的に会社が取得する株式のことで、通常の株式をこれに変えるには株主全員の同意が必要。

全部取得条項付株式は主に100%減資のための株式。特別決議があれば株式を強制的に取得するという性質の株式です。

これは**取得条項付株式**とは違い、種類株式発行会社のみ発行することができ、普通株式をこれに変える場合は特別決議だけで足りる。

ただし、**取得条項付株式**とは異なって反対する株主が発生するので、反対株主に株式買取請求権が認められている。

2. 内容についての特別の定め

1 種類の株式のみを発行している場合には、その全部について次のような定めができる。

- (1) 譲渡制限
- (2) 取得請求権付与
- (3) 取得条項付与 ※4

※4 種類株式発行会社以外の会社において、定款を変更してその発行する全部の株式を取得条項付株式とする定款の定めを設ける場合は、株主全員の同意が必要である(110条)

5 株式譲渡自由と制限

原則 : 株式は自由に譲渡できる

しかし、以下の場合には例外として自由に譲渡できない

例外①：権利株の譲渡制限

権利株の譲渡は、当事者間では有効だが、会社には対抗できない。

(35条・63条②・50条②)

例外②：株券発行前の譲渡制限

株券発行会社においては、株券発行前の株式譲渡は、会社との関係では効力を生じない。

(128条②) (当事者間では有効)

この条文の趣旨は、株券発行事務の円滑を図る為にある。この制約によって会社は当初の株式引受人を株主として取扱い、株券発行事務を進める事ができる。

例外③：自己株式の取得制限

会社が自社の発行した株式を取得する事を自己株式の取得という。

自己株式の取得は、155条が定める場合にしか認められない。

例外④：子会社による親会社株式の取得の制限

子会社は原則としてその親会社である株式会社の株式（親会社株式という）を取得してはならない

(135条①)

この条文の趣旨は、親会社は子会社の株主総会において取締役の選任を通じて子会社を支配する。

よって、子会社の親会社株式の取得を許すと、親会社の子会社に対する支配力を背景に、子会社を通じて親会社株式の不当な株価操作等が行われる可能性がある為。

例外⑤：譲渡制限株式

同族会社のような場合、株式の自由譲渡を認めてしまうと、好ましくない者が株主となり会社経営が妨害されるおそれがある。そこで、**定款**で定める事により「株式の全部又は一部を取得するには会社の承認を必要とする。」という形で譲渡を制限する事を認めている。このような制限の付いた株式を譲渡制限株式という。

また、このような定款を定めていない会社を**公開会社**という。

では、その譲渡を承認する会社機関はどこかという、

取締役会設置会社では、**取締役会**の承認が必要

取締役会非設置会社では**株主総会**の承認が必要

けんちゃんの用語チェック

権利株とは、一般に、株式会社が成立する前に株式引受人が持っている地位のことをいう。

会社設立時の出資の履行（払込み）をすることにより設立時発行株式の株主となる権利のこと。これらの権利の譲渡は（当事者間では有効とされているが）、法律上は成立後の株式会社にこれを対抗することはできない。権利株の自由な譲渡を認めると、株主名簿の整備や株券発行事務など会社設立の迅速な事務に支障をきたし、設立の基礎を危うくするおそれがあるため。

子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、又はその会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（2条③）

また、発行済株式の全てを親会社に保有させている場合を完全子会社という。
親会社とは、株式会社を子会社とする会社、又はその株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう（2条④）

9 出資単位の調整

けんちゃんのまとめ

<株式の併合・株式の分割・株式無償割当て>

	株式の併合	株式の分割	株式無償割当て
決議機 関・ 決議要 件	株主総会の特別決議	株主総会の普通決議 (取締役会設置会社にあ っては取締役会の決議)	株主総会の普通決議 (取締役会設置会社にあ っては取締役会の決議) ※いずれの場合も定款で別 段の定め可
株主に 対する 通知・公 告	株式の併合の効力 を生じるの2週間 前までに株主又は 種類株主及び登録 株式質権者に通知 するか、公告をもっ て通知に代える		株式無償割当ての効力 が生じた日後遅滞なく、 株主又は種類株主及び 登録株式質権者に通知 する